

## 会長時間 5月



奉仕しよう みんなの  
人生を豊かにするために



### 「ロータリーの原点に戻る」

例会日 毎週水曜日 12:30～ 例会場 ホテルシーズン日南  
住所 日南市園田3-11-1 TEL 0987-22-5151 FAX 0987-22-9588

会長 豊田裕康

#### 青少年奉仕月間

### 5月11日

#### 1 みなさん、こんにちは。

ゴールデンウィークが明けましたが、今年の連休は久しぶりに観光客の皆さんが大勢日南にいらっしやったようです。そのため、減りつつあった新型コロナウイルスの新規感染者数が再び増加するのではないかと危惧しておりましたが、案の定感染者数が増加傾向となっております。

ただ、病床使用率は20%を切る状態が続いており、この状況が続いて現在宮崎県に発令されております医療緊急警報が解除されれば、近いうちに例会が再開できるようになるのではないかと期待しております。

私の年度もちょうど半分の例会が休会となってしまいましたが、次年度の入申年度におきましては、例会が通常どおり再開できるようになって欲しいと思います。

#### 2 青少年奉仕特別月間

(1) 今月は、国際ロータリーの青少年奉仕特別月間となっております。

当クラブにおいては、高校生を対象として就職支援セミナー、わかば奨学金の授与等、青少年を対象とした事業を行ってきました。就職支援セミナーにつきましては、新型コロナのために2年続けて開催できておりませんが、次年度こそは開催できる状況となることを祈りたいと思います。わかば奨学金につきましては、奨学金を授与された学生さんが夢を叶えて希望の進路に向かうことができた等の情報が提供できれば今後の活動にも活かしますので、わかば委員会のほうで情報の収集方法につき議論がなされるということです。

(2) IMについて

2月5日に開催予定でありましたIMにおいて、青少年に新型コロナワクチン接種をするよう喚起することも目的とし、日南市内の高校生や専門学校生を対象として峰松会員にご講演いただく予定となっております。しかし、感染状況の悪化で延期となり、峰松会員も宮崎県の新型コロナウイルス対応で多忙であることを考え、IM自体を中止に致しました。

そこで、既にメールで皆様にご連絡しており、宮崎日日新聞の記事にも掲載されましたが、IM予算の残金を利用して下記のとおり各学校に体温計や消毒液を 配布致しました。

#### 記

配布先：日南高校、日南学園、日南振徳高校、日南看護専門学校、  
宮崎福祉医療カレッジ、福島高校の6校

配布物：各学校に体温計3本、電池40本、消毒液10本

金額：体温計 178,200円

送料 660円

電池 4,860円

消毒液 18,400円

---

合計 202,120円

4月26日に、竹井IM実行委員長及び飯干青少年委員長が日南市内の各学校を訪問して贈呈し、福島高校については串間RCより贈呈がなされました。1本一万円する体温計で、電池も含めて贈呈し、学校側から大変感謝されたとのこと。

(3) 先月から、18歳が成年となりました。

民法で成年となる意味は、一人で契約をできるようになり、父母の親権に服さなくなるということになります。これまで親の同意が必要であった部屋の賃貸借契約や携帯電話の契約、クレジットカードの契約、車等のローン契約が18歳から可能となります。

ただ、青少年保護の観点から、飲酒や喫煙、馬券・車券・舟券の購入等は20歳にならないとできません。養育費については、未成熟な青少年のための費用であるため、具体的な取り決めがなかったとしても自動的に18歳までとなるわけではなく、独立せず親に扶養されていれば20歳までと裁判所で判断される可能性もあります。

一人で契約できるようになった18歳が詐欺被害にあう危険が取り沙汰されていますが、今後は学校における消費者教育を強化していく必要があると思います。

以上で会長時間を終わります。

## 5月18日

1 みなさん、こんにちは。

案の定、ゴールデンウィーク明けから新規感染状況が悪化し、医療緊急警報が29日を目途に延長となり、本日の例会も休会となりました。

ただ、今週末に都城で開催される地区大会が通常どおり（宴会も含めて）開催され、また感染者が激増している宮崎市内のRCも通常どおり例会を開催しているということもあり、地区大会明けの25日より弁当配布の短縮例会として例会を再開することとしました。今後病床使用率のさらなる悪化で警報レベルが引き上げられるような事態でもない限りは例会を再開する予定です。また、休会期間中の食事代については皆様に返金致しますので、詳細が決まりましたらご連絡致します。

2 明石ロータリークラブの事件

本当は15日の沖縄の本土復帰50周年の話をしようと思っていたのですが、明石RCの事件報道がありましたので、次回にお話しします。

報道等でご存じの方もいらっしゃると思いますが、兵庫県の明石ロータリークラブの会員4名（うち3名が会長経験者で現理事、一人は元明石JC理事長、45歳から71歳）が、強制わいせつの罪で5月12日に逮捕されました。既に明石ロータリークラブのHPは閲覧できなくなっていますが、1950年10月24日創立で創立72年、会員数60名を擁する伝統あるクラブでした。

いろんな報道がされていますが、ロータリークラブのメンバーがお金さえ払えば何でもしていいと思っているセレブの集まりとか報じられており、ロータリークラブに対する厳しい意見が多くネット上にあふれています。神戸の港を見下ろす六甲山中のクラブメンバーが所有する5LDKの別荘の中という密室における犯行ということで、ロータリークラブの印象が悪くなるのは致し方ないと思います。

明石ロータリークラブでは、これまで小学校を訪れて歯ブラシや球根を贈呈し、募金活動や社会奉仕活動を行ってきたと報じられてはいますが、これまでの活動で培ってきた地域からの信頼を一度に失い、場合によってはクラブの存続すら危ぶまれる事態となってしまいました。

事件の発生が昨年9月24日ということですから、兵庫県警は慎重に捜査を行うとともに、被害女性と加害男性らとの間で示談が成立する可能性についても考慮していたのだと思います。強制わいせつ事件では、示談金としては50万円から100万円程度でまとまっているケースが多いですが、あくまで被害女性が応じてくれればという話ですので、お金の問題でなく加害者が許せないという場合は被害感情が強いということで逮捕起訴に至ってしまう可能性が高まります。

逮捕に伴い全員の実名報道がされていますので、行為の内容から経営する事業の存亡の危機にもなりうる事態になってしまうと思います。

ちなみに、強制わいせつ罪には罰金刑がなく6月以上10年以下の懲役刑の定めしかないため、傷害罪や窃盗罪で逮捕された際のように罪を認めて罰金刑で済ませる書面審理の略式裁判ができません。したがって、逮捕後の手続としては、処分保留で釈放とならない限りは正式な公判請求（テレビでよく見る公開法廷での刑事裁判）しかなく、結果的に執行猶予がつくとしても懲役刑の前科がつくこととなります。

手続的な話しになりますが、12日に逮捕されていますので、未だに身柄拘束されているとすれば勾留決定がされており、最大20日間の勾留期間となります。この期間においても、身柄拘束の必要性がないとして準抗告という手続をとって認められれば身柄が解放される可能性があります。勾留から20日経つまでに、

検察官は処分保留で釈放するか起訴するかを選択をしますが、起訴された後の勾留については保釈の請求ができるようになり、認められて保釈保証金を納めれば身柄が解放されることとなります。

これまでもロータリークラブメンバーの犯罪報道はありましたが、会長経験者の現理事3名を含む複数のロータリーメンバーが逮捕されるという事態（報道からは、この集まり自体がクラブに関係のある集まりかどうかは定かではないですが）となり、世間のロータリークラブに対する見方が厳しくなってしまうことはやむを得ないことですので、人ごととは考えずに当クラブも身を引き締める必要があると思います。

事務局〒887-0014 日南市岩崎3-4-2 Itten 堀川ビル 2F 創客創人センター内 TEL0987-22-3363・FAX0987-22-3515

会長：豊田裕康 副会長：入中英雄 幹事：築瀬敦 雑誌会報広報委員長：河野通郎

雑誌会報広報委員会より

原稿は、[ocame@wing.ocn.ne.jp](mailto:ocame@wing.ocn.ne.jp)まで送信してください。